

受発注者コミュニケーションガイド

令和6年11月
滋賀県土木交通部

受発注者コミュニケーションガイド

目 次

■ 目的、適用	・・・・・・・・ P. 1
I. 土木工事設計変更ガイドライン <i>keypoints</i>	・・・・・・・・ P. 2
・ 品確法の基本理念	
・ 設計変更は書面で指示	
・ 「設計図書の照査の範囲」を超えるものは設計変更が可能	
・ 設計変更手続きフロー	
II. 土木工事設計変更事例集 <i>keypoints</i>	・・・・・・・・ P. 7
・ 土木工事設計変更事例集	
III. 設計図書の照査ガイドライン <i>keypoints</i>	・・・・・・・・ P. 8
・ 「設計図書の照査」の基本的考え方	
・ 設計図書の照査結果の回答について	
IV. 受発注者間のコミュニケーション <i>keypoints</i>	・・・・・・・・ P. 10
・ 工事の円滑化に向けた取組み	
・ 【品質確保の取組み】 工事施工調整会議	
・ 【日々の取組み】 ワンデーレスポンス	
・ 【日々の取組み】 ウィークリースタンス	

受発注者コミュニケーションガイド

目的、適用

◆目的

- ✓ 受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進する。

◆適用

- ✓ 令和6年11月以降の滋賀県土木交通部発注工事を対象とするが、契約済み工事についても協議の上、適用できるものとする。

◆受発注者コミュニケーションガイドの位置付け

- ✓ 本ガイドは、滋賀県土木交通部発注工事において、『土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集(滋賀県土木交通部)-令和4年12月-』に基づき適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたって、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントをとりまとめたものです。
- ✓ 受注者および発注者(監督職員、検査職員、現場技術員)は、本ガイドを活用し、更なるコミュニケーションの向上に努めるものとします。

【参考】

土木工事および設計業務等における

契約等ガイドライン集(滋賀県土木交通部)-令和4年12月-
全編は、下記参照

土木工事および設計業務等における

契約等ガイドライン集(滋賀県土木交通部)-令和4年12月-の構成

- ✓ 下記の9部で構成(1~4は工事、5~8は委託、9は共通)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 土木工事設計変更ガイドライン | 5. 土木設計業務等変更ガイドライン |
| 2. 土木工事設計変更事例集 | 6. 土木設計業務等変更事例集 |
| 3. 施工条件明示について | 7. 設計業務等実施条件明示マニュアル |
| 4. 設計図書の照査ガイドライン | 8. 条件明示チェックシートガイドライン |
| 9. 受発注者間のコミュニケーション | |

受発注者コミュニケーションガイド

I.土木工事設計変更ガイドライン keypoints

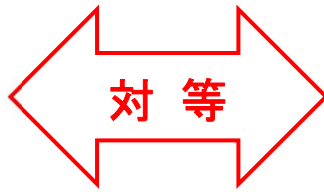
品確法の基本理念

【keypoint】

品確法の基本理念は、請負契約の当事者は対等の立場



受注者



発注者

【keypoint】

- ・適切な施工条件の明示
- ・適切な設計変更(金額・工期)



○当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、**その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

◆設計変更が可能なケース

- ・工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等**設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。**
- ・**所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者が変更を必要と認めて「指示」した場合。**
- ・受注者が行うべき**「設計図書の照査の範囲」を超える作業**を実施する場合。



受発注者コミュニケーションガイド

I.土木工事設計変更ガイドライン keypoints

設計変更は書面で指示

【keypoint】

- ・設計変更は契約約款第19条にもとづき書面で行う
- ・設計変更協議書には概算金額および変更工期を明示
- ・「参考値」であることを記載した上で、概算金額を明示

設計変更協議書

令和 年 月 日

受注者	〇〇〇〇〇〇	発注機関名	〇〇土木事務所〇〇課
現場代理人	〇〇〇〇 印	監督職員	〇〇〇〇 印
工事名	令和〇年度 第〇号 〇〇〇〇〇〇工事	工事場所	〇〇市〇〇町〇〇
工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		

(協議事項)

- ・〇〇工の数量を変更する。
- ・△△工のを追加する。

※概算額： 〇〇万円

- ・工期は令和△年△月△日まで延長を予定している。

※ここで記載する概算額・工期は「参考値」であり、契約変更額・変更工期を拘束するものではありません。

(注) 本協議書を2部作成し、現場代理人と監督職員の双方が押印し、1部を保持する。

受発注者コミュニケーションガイド

I.土木工事設計変更ガイドライン *keypoints*

「設計図書の照査の範囲」を超えるものは設計変更が可能

【 *keypoint* 】

・照査の範囲を超えるものとは

横断図の再作成が必要となるものは「設計図書の照査の範囲」を超えるものなのね！



構造計算の再計算が必要となるものは「設計図書の照査の範囲」を超えるものだね！



目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査の範囲」を超えるものね！



構造物の応力計算書のチェックも「設計図書の照査の範囲」を超えるものだね！



受発注者コミュニケーションガイド

I.土木工事設計変更ガイドライン *keypoints*

「設計図書の照査の範囲」を超えるものは設計変更が可能

【 *keypoint* 】

・設計変更可能なケース

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。または、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが、標準設計で修正可能なもの。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算および図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造設計および図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算および図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装維持・修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図面において縦横断図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）「10-14-4-3路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。
14. 新たな工種追加や設計変更による構造計算および図面作成。
15. 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算および図面作成。
16. 照査の結果、必要となった追加調査の実施や図面等の作成。

〈例〉・ボーリング調査

- ・杭打ち・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工(裏込め注入工)の施工に際し、周辺地域への影響調査

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出および完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

詳細については、「設計図書の照査ガイドライン」を参照。

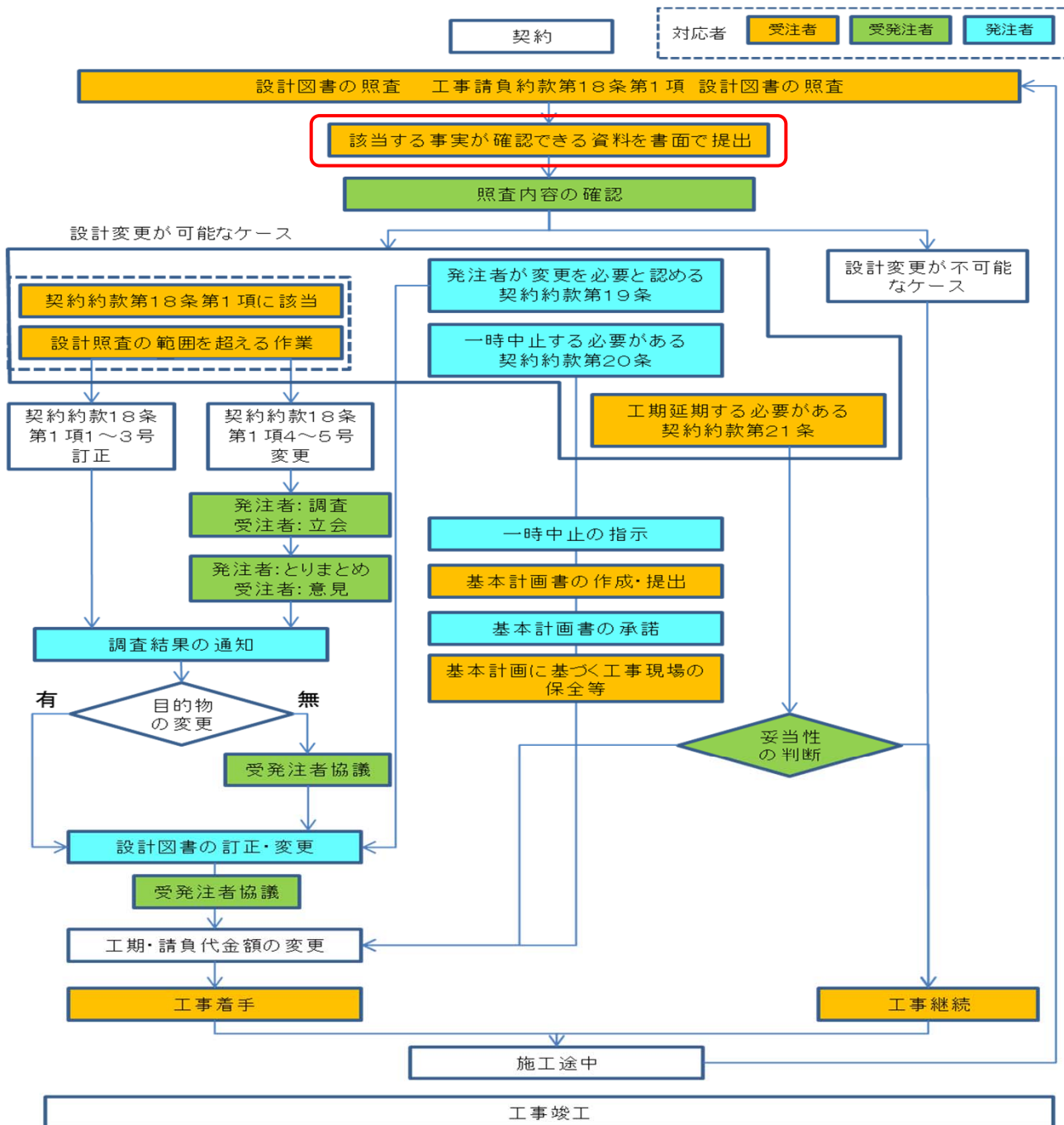
受発注者コミュニケーションガイド

I.土木工事設計変更ガイドライン keypoints

設計変更手続きフロー

【keypoint】

・受注者は、自らの負担により設計図書の照査を行い、その事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない



Ⅱ.土木工事設計変更事例集 *keypoints*

土木工事設計変更事例集

【 *keypoint* 】

・分類毎に設計変更事例を記載

◆事例の分類

1. 契約約款第18条に該当する事例
 - (1) 設計図書の表示に不一致があった場合
 - (2) 必要項目に漏れがあった場合
 - (3) 設計図書と現場状況に不一致があった場合
 - (4) 予期できない条件が生じた場合
2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例
3. 発注者が変更を必要と認める事例
4. 工事を一時中止する必要がある事例

※設計図書の変更が不可能な事例についても記載

受発注者コミュニケーションガイド

Ⅲ.設計図書の照査ガイドライン keypoints

「設計図書の照査」の基本的考え方

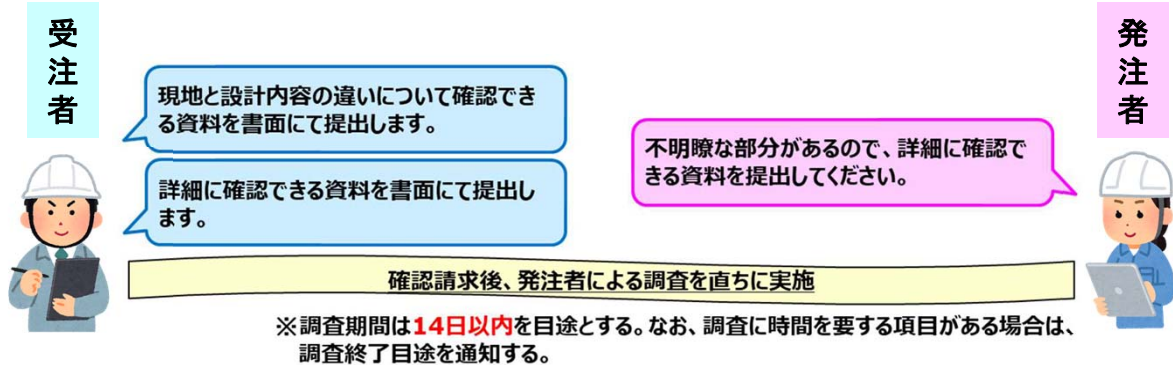
【keypoint】

- ・「設計図書の照査」は、受注者が負担
- ・設計照査を受けた設計図書の変更は、発注者が負担

設計照査結果における受発注者間のやりとり

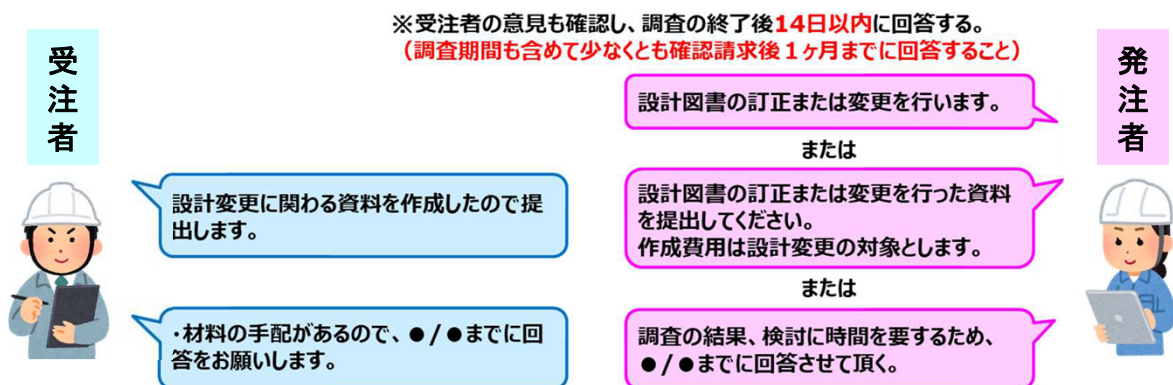
①照査結果の報告【受注者負担】

受注者負担:①設計照査に係る費用、②照査結果を説明する資料作成



②照査結果を受け設計図書の変更を行う場合【発注者負担】

発注者負担:①照査結果により生じた計画見直し、図面再作成、構造計算再計算、追加調査等



受発注者コミュニケーションガイド

Ⅲ.設計図書の照査ガイドライン keypoints

設計図書の照査結果の回答について

【keypoint】

・「別途協議されたい」と再度書類作成を求めるような回答ではなく、発注者より具体的かつ明確に、修正した設計図書などを指示・回答

〇〇△△上部工事 設計図書の照査			【開催日時】 令和 年 月 日	
議案番号	項目	質問内容	決定事項	資料
1	壁高欄(その8) 中央分離帯配筋	【承諾事項】 中央分離帯部に埋め込まれる鉄筋(コの字型)について、鉄筋配置時において、床版鉄筋や合成床版構造部材と干渉して設置が困難となります。 該当の鉄筋を分割して設置(ハの字型)に変更させていただけないでしょうか。	承諾とする。	資料1
2	排水装置図 排水樹詳細	【承諾事項】 排水樹の構造について、グレーチング(めっき)やアンカーバー(鋼)に取りつくボルト類がステンレスとなっており、異種金属腐食の懸念があります。ボルト類についてはステンレスから溶融亜鉛めっきに変更させていただけないでしょうか。	別途監督職員と協議願います。 設計変更の対象とします。	資料2
3	架設計画図	【協議事項】 架設計画について、2022年7月11日発議【「指示」架設手順の変更について】により当初架設計画のクレーン規格、配置位置が変更になりヤード整備(盛土)が必要となりますので協議願います。	別途監督職員と協議願います。 設計変更の対象とします。	資料3



〇〇△△上部工事 設計図書の照査			【開催日時】 令和 年 月 日	
議案番号	項目	質問内容	決定事項	資料
1	壁高欄(その8) 中央分離帯配筋	【承諾事項】 中央分離帯部に埋め込まれる鉄筋(コの字型)について、鉄筋配置時において、床版鉄筋や合成床版構造部材と干渉して設置が困難となります。 該当の鉄筋を分割して設置(ハの字型)に変更させていただけないでしょうか。	承諾とする。	資料1
2	排水装置図 排水樹詳細	【承諾事項】 排水樹の構造について、グレーチング(めっき)やアンカーバー(鋼)に取りつくボルト類がステンレスとなっており、異種金属腐食の懸念があります。ボルト類についてはステンレスから溶融亜鉛めっきに変更させていただけないでしょうか。	〇〇材料で施工されたい。 設計変更の対象とします。	資料2
3	架設計画図	【協議事項】 架設計画について、2022年7月11日発議【「指示」架設手順の変更について】により当初架設計画のクレーン規格、配置位置が変更になりヤード整備(盛土)が必要となりますので協議願います。	検討に時間を要するため、 ●/△までに回答いたします。	資料3

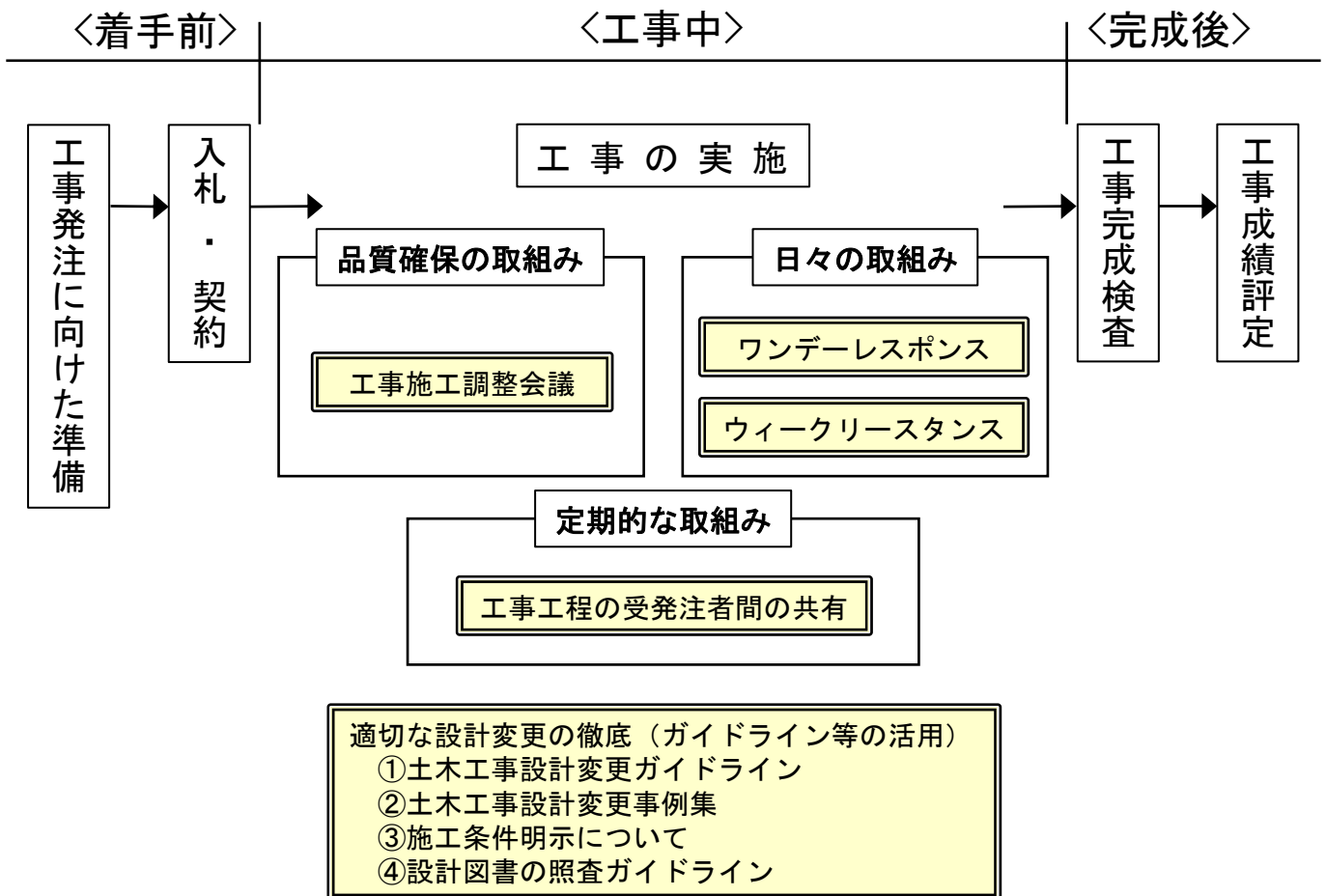
受発注者コミュニケーションガイド

IV.受発注者間のコミュニケーション keypoints

工事の円滑化に向けた取組み

【 keypoint 】

・適正かつ円滑な工事請負契約の履行には、各段階において受発注者間のコミュニケーションが重要



※数量計算根拠や図面等のデータの貸与については、編集可能なデータとし、当初契約時は契約後、変更指示を行う場合は指示に合わせて速やかに貸与する。

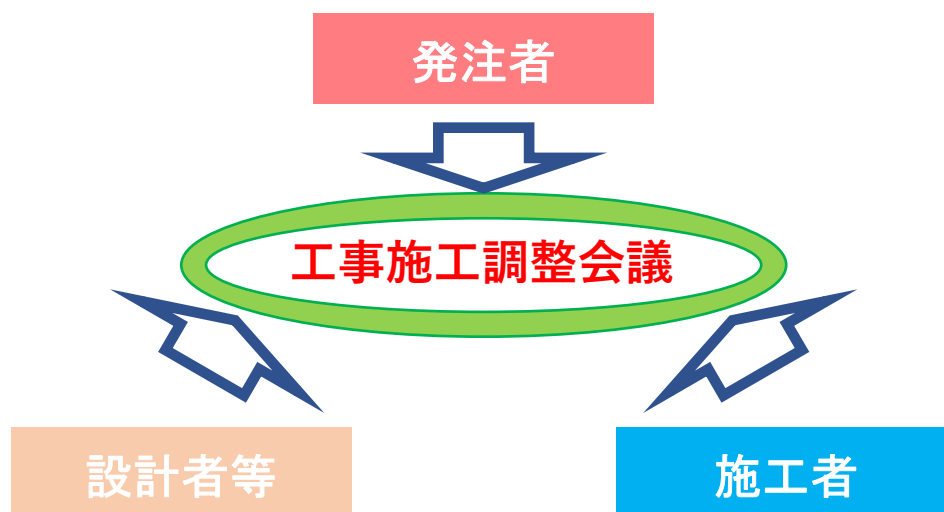
受発注者コミュニケーションガイド

IV.受発注者間のコミュニケーション keypoints

【品質確保の取組み】工事施工調整会議

【keypoint】

・工事目的物の品質確保を図るため、施工段階においても設計思想の伝達および情報共有が重要



【工事施工調整会議】

■ 対象工事

以下のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- ①規模が大きいもの（当初設計金額1億円以上）
- ②技術的に高度なもの

■ 会議の構成

- ①施工者（現場代理人、監理技術者、担当技術者等）
- ②設計者（管理技術者、担当技術者等）
必要に応じ測量および地質調査等の実施者
- ③発注者（当該土木事務所担当工務課長、主任監督員、監督員、設計業務担当職員等）

■ 協議内容

- ①詳細設計の設計意図に関すること
- ②設計・施工の品質向上および技術力の向上に関すること
- ③設計図書の照査および条件変更等に関すること
- ④数量の算出および完成図に関すること

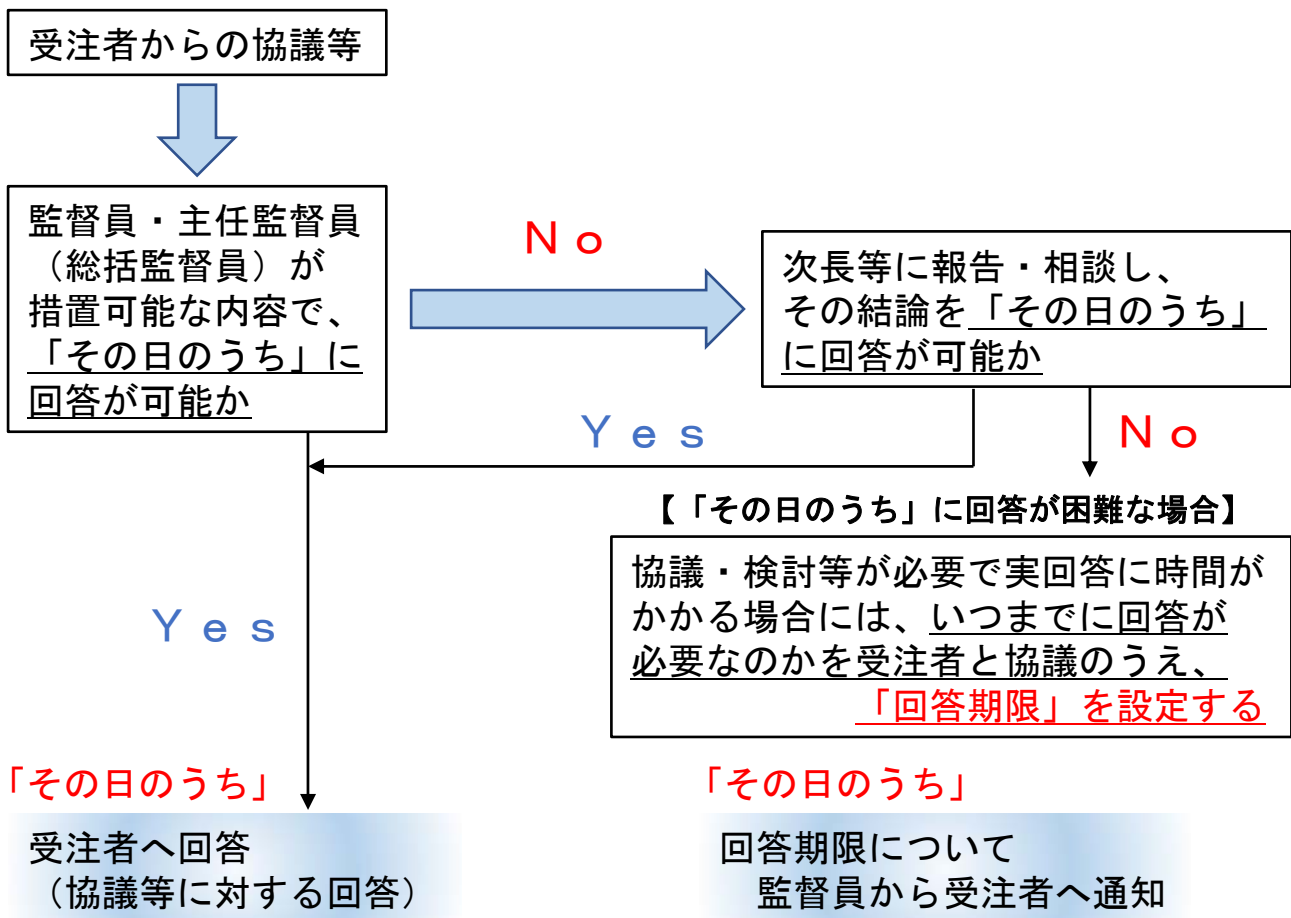
受発注者コミュニケーションガイド

IV.受発注者間のコミュニケーション keypoints

【日々の取組み】ワンデーレスポンス

【keypoint】

・「現場を待たせない」、「速やかに回答する」



➤ 回答日の設定が困難な場合

・「その日のうち」に、
「回答日を検討するため、〇日まで待ってほしい」等の連絡をする。

➤ 予告した回答期限日に回答することが困難となった場合

・速やかに受注者と回答期限日を調整する。

➤ 内容について打合せが必要な場合

・「その日のうち」に、
「協議内容の確認について打合せを行う」旨を連絡する。

■ 対象工事

原則、すべての工事

受発注者コミュニケーションガイド

IV.受発注者間のコミュニケーション keypoints

【日々の取組み】ウィークリースタンス

【keypoint】

・休日取得、時間外労働縮減のための基本ルール

■取組みイメージ■

	勤務時間内	勤務時間外
月	依頼期限としない！	作成依頼しない！ 打合せ等しない！
火		
水		
木		
金		
土	休 日	
日		
月	依頼期限としない！	作成依頼しない！ 打合せ等しない！

■ 実施項目

- (1) 休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等期限日としない。
- (2) 勤務時間外に工事書類等の作成等依頼をしない。
- (3) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せ、立会を行わない。
- (5) 工事施工中の打合せはWeb会議も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応および関係機関等との協議による休日または夜間作業等により、取り組みが実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

■ 対象工事

災害等の臨時対応工事を除くすべての工事